

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（案）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>1 埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年埼玉県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項の規定に基づく有害図書等の指定、第 16 条第 1 項の規定に基づく有害興行の指定及び第 17 条第 1 項に基づく有害広告物に係る措置命令の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア～エ (略)</p> <p>(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア～ウ (略)</p> <p><u>エ</u> 殺傷、暴力の行使の方法を詳細に扱い、その手段を教示する結果に帰するもの</p> <p><u>オ</u> <u>暴力団など暴力を指向・容認する団体を賛美するもの</u></p> <p><u>カ</u> <u>アからオに掲げるもののほか、暴力場面を扱い、かつ、それを賛美するような印象を強く与えるもの</u></p> <p>(3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア～イ (略)</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項の規定に基づく有害がん具等の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>1 埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年埼玉県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項の規定に基づく有害図書等の指定、第 16 条第 1 項の規定に基づく有害興行の指定及び第 17 条第 1 項に基づく有害広告物に係る措置命令の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア～エ (略)</p> <p>(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア～ウ (略)</p> <p><u>エ</u> 暴力場面を扱い、かつ、それを<u>賞賛又はおう歌</u>するような印象を強く与えるもの</p> <p><u>オ</u> 殺傷、暴力の行使の方法を詳細に扱い、その手段を教示する結果に帰するもの</p> <p>(3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア～イ (略)</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項の規定に基づく有害がん具等の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>